

主な内容

- 2面 論説
3面 「当面の問題」シリーズ120
4面 税理士の役割をPR
5～6面 合同セミナー要旨・抜粋

東京税政連

発行所 東京税理士政治連盟
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-11-1
税理士会館別館3F
電話 03(3356)4479
URL http://www.t-zeisei.jp/
編集発行人 広報委員長 小林英理子



パネルディスカッション「平成29年度税制改正大綱を読む」



基調講演する下村衆議院議員

基調講演と合同セミナーを開催

本連盟は東京税理士会と共催で2月2日、東京税理士会館において、合同セミナー(基調講演およびパネルディスカッション)を開催したII写真。

第1部は、自由民主党幹事長代行で元文部科学大臣の下村博文衆議院議員を講師に迎え、「日本創生(人)知能と未来の経済等」をテーマに基調講演を行った。(要旨・抜粋II5面参照)

当日は、約300人の会員が出席した。

「災害税制」等で要望一部実現

今通常国会で成立した「所得税法等の一部を改正する法律案」には、「災害税制」に関する基本法の恒久化や「取引相場のない株式の評価方法の見直し」などが盛り込まれ、本連盟の要望が一部実現した。

中小企業税制でも

「所得税法等の一部を改正する法律案」は、3月27日の参議院・財政金融委員会でも可決された後、同日午後には開議された参議院本会議において、賛成多数で原案どおり可決され、成立した。

今回、本連盟の要望が実現した項目のうち特に災害税制に関する基本法の恒久化については、「災害ごとに特別立法で措置して

「所得税法等の一部を改正する法律案」は、3月27日の参議院・財政金融委員会でも可決された後、同日午後には開議された参議院本会議において、賛成多数で原案どおり可決され、成立した。

望活動(平成23年～29年)に対する要望書」

○平成24年度25年度の税制改正に関する要望書(大規模広域災害税制)制定の

「東日本大震災による影響に対する要望書」

○平成24年度25年度の税制改正に関する要望書(大規模広域災害税制)制定の

「東日本大震災による影響に対する要望書」

○平成24年度25年度の税制改正に関する要望書(大規模広域災害税制)制定の

「東日本大震災による影響に対する要望書」

○平成24年度25年度の税制改正に関する要望書(大規模広域災害税制)制定の

「東日本大震災による影響に対する要望書」

○平成24年度25年度の税制改正に関する要望書(大規模広域災害税制)制定の

「東日本大震災による影響に対する要望書」

資料

要望が実現した税制改正の主な項目

- I 「災害税制に関する基本法」を恒久法として整備すること(本連盟要望：IIの第5項目)
○災害に関する特例の整備(災害ごとに特別立法で措置してきた規定を各税法に規定)
- II 取引相場のない株式の評価方法を見直すこと(本連盟要望：Iの第6項目)
- 1 取引相場のない株式の評価(財産評価基本通達179、180等)
- (1) 類似業種比準方式
イ 類似業種の株価について、現行に、課税時期以前2年間平均を追加します。
ロ 類似業種の配当金額、利益金額及び簿価純資産価額について、連結決算を反映させたものとします。
ハ 配当金額、利益金額及び簿価純資産価額の比重について、現行の1:3:1から1:1:1に見直します。
- (2) 評価会社の規模区分の金額等の基準
現在の上場審査基準に基づき、評価会社の規模区分の金額等の基準を見直します。
- 2 = (省略)
- 3 適用時期
上記1及び2については、平成29年1月1日以後に相続、遺贈又は贈与により取得した財産の評価に適用することとします。
- * (1) 上記I = 「所得税法等の一部を改正する等の法律案」要綱(概要)から
* (2) 上記II = 「財産評価基本通達」の一部改正(概要)から

を逃さぬ活動をした。

識しておりまして、今後の法人番号の利用状況も踏まえ、具体的なニーズの洗い出しを行うとともに、付帯通知、公表の執行の観点から、実現方法を検討していく必要があるものと考えております。」

本連盟では、単位税政連の会員の定義を変更し、賛同する者を会員から「税理士会会員を会員」とする方向性で連盟規約PTの員申を受けた。連盟規約PTの「単位税政連規約ひな形」検討案については、1月26日、4月17日の単位税政連会長・幹事長会議(17日は後援会会長、幹事長との合同会議)で単位税政連との意見交換を行った。

は、事前アンケートに関する回答結果に対して本連盟の見解を示し、単位税政連からは活発な意見および具体的な指摘があった。

今後については、これらの単位税政連の意見を基に、また税理士会の要望実現に向けて、

「税政連サポート募金」にご協力をお願いします

本連盟は、国民のための税理士制度及び租税制度を確立するために必要な政治活動を行っています。

税政連へのご協力をお願いいたします。

Support 2017

1口 5,000円

税政連 サポート募金ご協力をお願いします。

「税政連サポート募金」は政治資金規正法の関係上、個人の税理士の方を対象としております。法人にお勤めの方がお振込をされる場合は個人名をご記入下さいませようお願い申し上げます。また、個人の方についても日本国籍を有する方に限らせていただきます。(規正法第21条、第22条の5)

※募金用の郵便振込用紙を挟み込んでおります。

春の風

を逃さぬ活動をした。

長
つ
会
あい組織率向上急務
規約改正を検討

本連盟では東京税理士会が毎年作成する「規約改正意見書」をもとに規約改正に関する要望書を作成するなど、税理士業界が求める規約改正等の実現に向けて、与野党との朝食懇談会を始め、関係国会議員等との個別懇談や国会陳情等を通じて積極的な政治活動を行っています。今通常国会で成立した法律には、「災害税制に関する基本法」の恒久化を始め、「取引相場のない株式の評価方法の見直し」についてなど本連盟の要望が盛り込まれ、一定の成果を挙げることができました。

税理士会は税理士法に基づき強制加入の特別法人でありますが、政治活動を行うことには一定の制約があります。本連盟は、税理士法が定める税理士会の建議に基づき立法府に対して、税理士会と連携しながら要望実現に向けた活動を日常的に行っています。

一方で、直面している大きな問題は、単位税政連の組織率の低下です。平成17年には単位税政連の平均組織率が55・5%あったのに対し、今年度は39・8%まで落ち込んでいます。また、本連盟としても、毎月行われる東京税理士会証券交付式で東京税理士会の新規入会者に対する単位税政連への加入勧奨など組織率向上に努めてきています。

論説

税理士政治連盟の危機が叫ばれて久しい。一方、当連盟が絶えず努力を重ねて築いてきた伝統と実績、税理士会の持つ建議権に基づき、有益な法律実現のために我々は税理士会の一機動部隊として機能してきた。『税理士会と政治連盟』の両輪と

といわれる所以である。誰でも理解できる政治連盟の実績の一つとして「源泉所得税の納期の特例の特例」を勝ち取ったことがある。従来は1月10日が納期であったため、正月休み返上の会員も少なからずおられたの

すが、会員数は伸び悩んでいます。単位税政連の組織率向上の実現は、東京税理士会および支部の会員、役員のご理解がなければ、難しいと考えております。

本連盟では、税理士会員の税政連活動への理解を深め、もたらすことを目的とした規約の改正を検討しており、その一環として、単位税政連規約のひな形についても見直しを検討しています。

今後についても、税理士会の会員が安心して業務を行える環境の整備に繋がるような活動を目指してまいります。そのためには、税政連が存続していくことが必要となります。

皆様に、税理士政治連盟の必要性を改めて認識いただき、本連盟及び

ではないか。今は納期限が1月20日に延長された。さらに記憶に新しいものでは、平成21年、法人税法35条の廃止がある。我々も全ての税理士会員の先頭に立ち、中小企業・特殊支配関係会社

目覚めよ！

員給与の増減不算入制度の不合理さに怒りをもって廃止に突き進むという、忘れられない運動もあった。そして最近の税理士法の改正についても、政治決着があったとはいえ、公認会計士が無条件で税理士登録可能という事実

士政治連盟は会員数の減少という最大の危機に直面している。これは税理士に与えられた建議権制度の崩壊に繋がりかねないという恐ろしい状況にうか。

願ひれば、支部活動に對しても無関心な会員が

単位税政連の事業に對しより一層のご理解と協力を賜りますようお願い申し上げます。

中小企業関係
団体と懇談会

東京青年税理士連盟＝10月22日

組織拡大へ
関係団体と懇談

今年度の重点施策として取り組んでいる「税理士関係団体との協議会を通じ



TKC東京5政経研究会＝1月26日



税理士校友会＝4月3日

会動奨を進めるため、昨年10月より東京青年税理士連盟、TKC東京5政経研究会および税理士校友会との懇談会を開催し、意見交換を行った。

つとして、その活動の一環として、東京税理士会との共催で、「中小企業関係団体との懇談会」(連盟第24回)を開催した。写真。同懇談会では、平成

多く、税理士政治連盟の役員が会員向けの勧誘を行っても必ずしも良い結果が得られていないように。我々は継続的に政治連盟の必要性を訴え続け、単位税政連の会長・幹事長を筆頭に鋭意活動してきたが、未だ会員数の減少に歯止めがかかっていない。そして税理士制度を維持していくためにはこれ以上会員の減少を看過できない状況に至った。

そして意識改革をすべく背後の陣といる規約改正を目指している規約改正。それは税理士会員と政治連盟会員の間に、異論はあるが、過去の経緯を考慮した現状の認識と未来を見据えた場合、税理士が当然に加入して税理士制度の維持発展に、全ての人が関わるべき結果として、概と気迫とプライドを持った者が台頭してくることを望まれる。

30年度税制改正および事前アンケートを基に各団体の要望(意見)実現に向けた活動等について、意見交換を行った。特に、今後の懇談会の開催時期について

【出席団体】日本商工会議所、東京商工会議所、全国商工会連合会、東京都商工会連合会、全国中小企業団体中央会、東京都中小企業団体中央会

【開催日・場所】平成29年3月22日、東京税理士会館【テーマ】第一部「平成30年度税制改正要望について」第二部「税制改正に関する要望又は意見の作成とその実現に向けた活動について」

を希望する声があった。【開催日・場所】平成29年3月22日、東京税理士会館【テーマ】第一部「平成30年度税制改正要望について」第二部「税制改正に関する要望又は意見の作成とその実現に向けた活動について」

【出席団体】日本商工会議所、東京商工会議所、全国商工会連合会、東京都商工会連合会、全国中小企業団体中央会、東京都中小企業団体中央会

【開催日・場所】平成29年2月3日、横浜市中区中華街(金善楼)【テーマ】(1)組織率の向上(税理士法人の社員・所属税理士への対応、財政状況改善策)の援後援活動(陳情の在りかた、秘書懇談会、後援会設立基準) (3)その他

【開催日・場所】平成29年2月3日、横浜市中区中華街(金善楼)【テーマ】(1)組織率の向上(税理士法人の社員・所属税理士への対応、財政状況改善策)の援後援活動(陳情の在りかた、秘書懇談会、後援会設立基準) (3)その他

【開催日・場所】平成29年2月3日、横浜市中区中華街(金善楼)【テーマ】(1)組織率の向上(税理士法人の社員・所属税理士への対応、財政状況改善策)の援後援活動(陳情の在りかた、秘書懇談会、後援会設立基準) (3)その他

【開催日・場所】平成29年2月3日、横浜市中区中華街(金善楼)【テーマ】(1)組織率の向上(税理士法人の社員・所属税理士への対応、財政状況改善策)の援後援活動(陳情の在りかた、秘書懇談会、後援会設立基準) (3)その他

事務所と関与先を守る安心の補償「税理士職業賠償責任保険」

こんな時に税賠保険

支払対象事例

- ・消費税課税事業者選択届出書の提出失念により過大納付
- ・譲渡損失の繰越控除の適用失念により過大納付
- ・農地の納税猶予の特例適用失念により過大納付
- ・法人税額控除の適用失念により過大納付

この案内は概要を説明したものです。詳細はパンフレット・ホームページをご覧ください。引受保険会社または取扱代理店にお問い合わせください。

【引受保険会社】

(東日本幹事) 損保ジャパン日本興亜株式会社
電話 03-3593-6453
(西日本幹事) 東京海上日動火災保険株式会社
電話 03-3515-4153

【取扱代理店】

株式会社日税連保険サービス
東京都品川区大崎1-11-8・5階 電話 0120-320-912

中小企業者に適用される 租税特別措置法について

「当面の問題」
シリーズ

120

I はじめに

平成29年度税制改正大綱、「8 その他の租税特別措置等」の(14)に「法人税関係の中小企業向けの各租税特別措置について、平均所得金額(前3事業年度の所得金額の平均)が年15億円を超える事業年度の適用を停止する措置を講ずる」とある。「中小企業向け」、「3年平均所得15億円」と気になる内容が、大綱の終盤にサラッと書かれている。

II 会計検査院の意見書・報告書

平成21・22年度に、中小企業者に適用される措置法について会計検査院から財務大臣、経済産業大臣あてに次の報告書が出されている。

(1) 租税特別措置の概要
租税特別措置は、所得税法、法人税法等で定められた税負担に対して、措置法に基づいて、特定の個人や企業への税負担を軽減することにより、国による経済政策や社会政策等の特定の政策目的を実現するための特別な政策手段である。税収の減少をもたらす特別措置には、税額控除や所得計算上の特別控除等の手法を用いての軽減又は免除になるものと特別償却や取得価額の損金算入等の手法を用いて一時的にその課税を猶予して課税の延期になるものがある。税の免除は補助金

の交付、課税の繰延べは無利息貸付と同様の利子補給の効果があると言われている。(平成22年10月意見書より)

(2) 会計検査院が表示した意見(特別措置の策定、政策の検証)
中小企業者に適用される租税特別措置には、中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例等、大企業が対象外となっている特別措置や試験研究を行った場合の法人税額の特別控除等、大企業にも適用があるが中小企業者に対する適用においては更に優遇されることとなる特別措置がある。これらの租税特別措置は、中小企業者が投資を行った場合に税負担を軽減させて、地域経済の柱となり雇用の大半を担っている財務状況がせい弱な中小企業者の資金繰りの改善を図ることを目的として設けられている。しかし、大企業の平均所得金額を超えなど多額の所得を得ていて財務状況がせい弱とは認められない中小企業

者が、中小企業者に適用される租税特別措置の適用を受けている事態が見受けられた。一方、財務省及び経済産業省において、中小企業者に適用される租税特別措置についての中小企業者の所得の状況からみた効果の検証がなされていなかった。

したがって、財務省及び経済産業省において、中小企業者に適用される租税特別措置の適用範囲について検討するなどの措置を講ずるよう、財務大臣及び経済産業大臣に対して平成22年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。(平成22年度報告書)

以上の会計検査院の報告書に基づけば、租税特別措置は、国による特定の政策目的を実現するための特別な政策手段であること、(「公平・中立・簡素」という税制の基本原則の例外措置として設けられているものであり、その効果等を不断に検証して、真に必要なものに限定すべきである。また関係省庁においては、

実態調査情報を一層活用することなどにより、特別措置の実効性を高めるとともに、国民に対する説明責任を的確に果たしていくことが望まれる。

冒頭に記載した、平均所得金額年15億円を超える法人を適用除外事業者とする新しい制度改正は、会計検査院の平成21・22年度の意見書等がずっと実を結んだ結果である。大企業並みの所得を計上している中小企業に対し租税特別措置の適用除外規定を制定した平成29年度改正における適用制限の対象とされる制度は下記の通りである。

(1) 研究開発税制のうち中小企業者を対象とした中小企業技術基盤強化税制(措置法42の4)
(2) 公害防止設備の特例償却制度(措置法43)
(3) 自動車教習用貨物自動車の特例償却(措置法43)
(4) 被災代替資産等の特別償却制度(措置法(案)43)

III 平成29年度改正「中小企業向け租税特別措置法の適用制限」

冒頭に記載した、平均所得金額年15億円を超える法人を適用除外事業者とする新しい制度改正は、会計検査院の平成21・22年度の意見書等がずっと実を結んだ結果である。大企業並みの所得を計上している中小企業に対し租税特別措置の適用除外規定を制定した平成29年度改正における適用制限の対象とされる制度は下記の通りである。

また、法人税法上では、「中小法人等」(法57条11項)を①普通法人のうち、資本金の額が1億円以下であるもの(大法人との間に完全支配関係がある普通法人又は複数の完全支配関係がある大法人

に発行済株式等の全部を保有されている法人を除く)又は資本もしくは出資を有しないもの(相互会社を除く)②公益法人等又は協同組合等③人格のない社団等」と規定している。

措置法上の中小企業者の定義として、現行の基準(資本金1億円以下)では、全法人の99%が中小企業に分類されることになる。措置法は税法の特例法であり、制度の趣旨から財務基盤がせい弱な企業を支援するためのものである。多額な所得を得ている企業に対し同様な適用ができる現行制度に除外規定を設けることは致し方ないと考えられる。中小企業者の定義に、資本金基準のほか所得基準を加えて分類するこの新しい手法は、措置法のみなす手法全般において「公平・中立・簡素」という基本原則から考えれば、今後の改正で適用される機会が増えるのではない。

昨今話題になっている外形標準課税の適用範囲の拡大も含め、今後、中小企業者の定義、税制における対象法人の分類、適用範囲や制限などについて、今回の中小企業者の措置法の改正方法を参考に、我々税理士も法規の趣旨、策定、検証、効果などを良く踏まえ、検討し提言していくことが望まれる。

(政策副委員長・原 稔)

ずっと安心するために、マイナンバーも電子申告も 達人シリーズ!

東京税理士会推薦だからできるこの価格
税務6本セットに電子申告の達人をプラスして

電子申告セット

月額
12,800円(税抜)



法人税の達人、減価償却の達人、消費税の達人、内訳概況書の達人、所得税の達人、年調・法定調書の達人、電子申告の達人

(ソフト保守料・電話サポート込み)

※別途組合費・出資金のご負担をお願いいたします。



東京税理士会データ通信協同組合

Tel: 03-3341-0260

URL: <http://tokyo.zenkoku-data.net>

E-mail: eigyou@tokyodata.or.jp

平成28年度税務支援視察の実施一覧(実施日順)
(敬称略、順不同 ※は非現職)

日付	曜日	視察者	党派	選挙区	会場
1月26日	木	長島 昭久	民進党	東京21区・比	多摩市役所
		菅 直人	民進党	東京18区・比	小金井市民交流センター(宮地楽器ホール)
1月27日	金	土屋 正忠	自民党	東京18区	小金井市民交流センター(宮地楽器ホール)
1月30日	月	小田原 潔	自民党	東京21区	稲城市地域振興プラザ
		平沢 勝米	自民党	東京17区	金町地区センター
2月1日	水	松原 仁	民進党	東京3区・比	品川区きゅりあん
		海江田万里※	民進党	元職 東京1区	高輪区民センター
		長島 昭久	民進党	東京21区・比	昭島市役所
2月6日	月	石原 宏高	自民党	東京3区	荏原文化センター
		越智 隆雄	自民党	東京3区	三茶しゃれあどホール
		辻 清人	自民党	東京2区	月島区民センター
		下村 博文	自民党	東京11区	高島平区民館
		山田 美樹	自民党	東京1区	高輪区民センター
2月7日	火	石原 伸晃	自民党	東京8区	久我山会館・セシオン杉並
		山田 美樹	自民党	東京1区	東京駅改札前(丸の内線改札)
		平 将明	自民党	東京4区	大田区入新井集会所
2月8日	水	石原 宏高	自民党	東京3区	品川区きゅりあん
		辻 清人	自民党	東京2区	文京区大塚地域活動センター・台東区民会館
		山田 美樹	自民党	東京1区	新宿区櫻町地域センター
2月9日	木	松原 仁	民進党	東京3区・比	大田区嶺町集会所
		小倉 将信	自民党	東京23区	町田市鶴川市民センター
		松島みどり	自民党	東京14区	墨田区役所すみだリバーサイド
2月10日	金	石原 宏高	自民党	東京3区	大田区嶺町集会所
		菅原 一秀	自民党	東京9区	練馬区役所石神井庁舎・本庁舎
		松本 文明	自民党	東京7区・比	中野区産業振興センター
2月13日	月	海江田万里※	民進党	元職 東京1区	四谷保健センター
		伊藤 達也	自民党	東京12区	柏江市民センター地下ホール
2月14日	火	太田 昭宏	公明党	東京22区	北とびあ(北区)
		山田 美樹	自民党	東京1区	新宿区役所地下1F会議室
2月15日	水	松原 仁	民進党	東京3区・比	荏原文化センター
2月20日	月	白 眞勲	民進党	参・全国比例区	豊島区役所507・508号室
		井上 信治	自民党	東京25区	福生市役所、羽村市役所
2月22日	水	平 将明	自民党	東京4区	大田区役所
		初鹿 明博	民進党	東京18区・比	タワーホール船堀
2月24日	金	大西 英男	自民党	東京18区	タワーホール船堀
2月28日	火	海江田万里※	民進党	元職 東京1区	主婦会館プラザエフ



1月27日 土屋正忠議員



1月26日 菅直人議員



1月26日 長島昭久議員

税理士の役割をPR

国会議員が税務支援を視察

今年も所得税の確定申告期間中に税理士会の税務支援事業が実施され、税務支援事業への理解を深めるために、本連盟でも推薦国会議員等の視察に協力した(延べ24議員、40会場)。(写真=日付順/広報委員会)



2月1日 松原仁議員



2月1日 平沢勝米議員



1月30日 小田原潔議員



2月6日 辻清人議員



2月6日 越智隆雄議員



2月1日 海江田万里前議員



2月9日 小倉将信議員



2月8日 石原宏高議員



2月8日 平沢勝米議員



2月7日 石原伸晃議員



2月6日 下村博文議員



2月14日 太田昭宏議員



2月13日 伊藤達也議員



2月13日 松本文明議員



2月10日 菅原一秀議員



2月9日 松島みどり議員



2月24日 大西英男議員



2月22日 初鹿明博議員



2月20日 井上信治議員



2月20日 白眞勲議員



2月14日 山田美樹議員

申込手続、お忘れではありませんか？

税理士はもちろん職員の方でも個人で加入できる生命保障

税理士団体保障

(新規加入70才まで)

日帰り手術や入院も保障

医療保障

(新規加入69才まで)

うつ病や認知症での就業不能も補償

所得補償

(新規加入69才まで)

税理士と配偶者、そしてそれぞれの親のための保障制度

団体介護保障

(新規加入、本人・配偶者70才まで
親85才まで)

詳しくはダイレクトメール・HPをご覧ください。

詳細のお問合せ
お申込みは

にちげいきょうさい
日本税理士共済会
〒141-0032 東京都品川区大崎1丁目11番8号 日本税理士会館5F

TEL 03-5740-0321
FAX 03-5740-0323
e-mail:jim@zeirishikyosai.com

<http://www.zeirishikyosai.com>

税理士共済会

検索

東京税理士政治連盟合同セミナー

(要旨) 抜粋

平成29年2月2日に東京税理士会と本連盟で共催した合同セミナーの内容から、紙面の都合により一部を抜粋し、要約して掲載する。(広報委員会)

【第一部】基調講演 「日本創生」

講師 下村 博文氏



衆議院議員、自由民主党幹事長代行、東京支部連合会会長、元文部科学大臣

これからの時代はどのようなかという視点が重要。アメリカ大統領選の結果をどう見るか。(トランプ大統領の誕生は)白人貧困層を代表する今のアメリカ社会に対する不満の受け皿になったかと思われる。

同じように移民問題がかかる、EUにおける反グローバリズムにも同様の現象がある。もう一方、グローバリズムと同時に、これからの時代はどのようなかという視点を持たなければならぬ。これは、2005年、未来学者のレイ・カーツワイルが「機械が人間を超える日」(技術的特異点)が2045年に到来する」と予言をした。今、いろいろな分野の学者が、2045年前後にシンギュラリティになるだろうということで、どんな分野においてもほぼ共通認識を持っている。

「革命的な事象」が生じ

定義としては、「不労」と「不老」の実現である。このことによって貨幣と資本主義社会の終焉を迎える。

■人口知能と経済の未来

実際は既にヨーロッパで始まっている。2030年から2045年、雇用が順次削減していく。2045年に仕事をしている人は1割、他は失業。仕事をしていない。2045年以降はみな仕事をしない。仮に1割の人のしか働かなくとも、十分な生産性が担保されれば、残った人たちはベーシックインカム(最低所得補償制度)かフリーミアム(基本的なものは全て無料とし、さらに高度なサービス等は料金を課金する)で生きていく。

今後、人間が行う職業の特性は、ホスピタリティ、マネジメント、クリエイティブの3つである。つまり、コンピュータ、ロボット、人工知能が代替できない能力の部分である。

■教育立国へ向けた労働価値観と我が国がめざすべき「5つの社会ビジョン」

「教育立国へ向けた労働価値観」。これは日本が世界に誇るべき価値観だと私は思う。「日本型経営」と日本型資本主義の復活が日本の根本は人間学だ。人はいかに生き、幸福に暮らすか。そのための道徳・倫理・歴史観をしっかりと教える。一人ひとりの国民の意欲と志、チャンスをバックアップ

「第二部」パネルディスカッション
「平成29年度税制改正大綱を読む」

■今回は所得税制改正の始まりでマイナーチェンジ。遠藤潔コーディネーター(配偶者控除について)どこからこの150万が出たのか、その辺の経緯や裏話とか、ご説明をお願いしたい。

竹谷とし子議員 これがなぜ150万円なのかというところについては、財務省の方から「これは税制中立でやっていきます」と。配偶者控除だけの中でのやりとりの最終的には収束したが、所得税全体の中で所得税控除のあり方を再直していかなくては。給与所得控除も含めていろんな議論があり、今年ではとても結論は出なかった。あくまでも今回は所得税制改正の始まりでマイナーチェンジである。今後、本格的な所



竹谷とし子氏

パネルリスト

- ◇井上信治衆議院議員(自由民主党)
- ◇山田美樹衆議院議員(自由民主党)
- ◇竹谷とし子参議院議員(公明党)
- ◇土屋栄悦調査研究部長(東京税理士会)
- ◇坂田寛政政策委員長(東京税理士政治連盟)
- ◇コーディネーター・遠藤潔同対委員長(東京税理士政治連盟)

土屋調査研究部長 人的控除である配偶者控除、基礎控除、それから扶養控除は、金子宏先生の法にも書いてあるが、憲法25条の健康で文化的な社会生活を送



土屋栄悦氏

井上信治議員 地方創生のためにどういう税制度をつくらばいいか。それどころな議論、検討をして、今年度入れたのが、ここに書いてある「ローカルアベノミクス」の推進」というもの。例えば、「地域中核企業向け設備投資促進税制の創設」「地域中核企業」というカテゴリーをつくって、新たな制度として作った。

山田美樹議員(関係省庁等に)話を聞いたところ



井上信治氏



遠藤潔氏

8ブロックで、多摩の方ですけれども、アベノミクスの中で「億総活躍社会」とかいろいろなことが言われている中で、多摩地方は何か独特な特殊性に關してご意見は。

井上 企業にしてみれば、それは税制をうまく使っているという話。それに対して、今世論が非常に厳しくなっている。パナマ文書もそうである。ですから、これは当然やっていかなくてはならない。そういう意味では、日本政府も、安倍総理や麻生大臣が大変力を入れて、主導的にBEPs自体をやられた。それであれば当然それを受けた税制を日本の制度にも落とし込まなければいけないということ。総論は賛成。ただ、各論になるといろいろな問題が生じてくるというのが実際のBEPsの今の現状だと思う。

※BEPsとは「Base E

によれば、要件の変更によって中小企業優遇・促進税制とか所得拡大税制が使えなくなるのは500社前後なんじゃないか。先ほど井上先生からお話があった地域未来投資促進税制、中核企業への税制支援は引き続き使えるわけである。大きなトータルとか問題は今のところまだ聞いていないというところのようである。

■義務的開示が税理士に対して課せられるのか

遠藤 特にBEPs※の問題で、先方の方で何かしのご教示をいただけることがあればと思うが。

井上 企業にしてみれば、それは税制をうまく使っているという話。それに対して、今世論が非常に厳しくなっている。パナマ文書もそうである。ですから、これは当然やっていかなくてはならない。そういう意味では、日本政府も、安倍総理や麻生大臣が大変力を入れて、主導的にBEPs自体をやられた。それであれば当然それを受けた税制を日本の制度にも落とし込まなければいけないということ。総論は賛成。ただ、各論になるといろいろな問題が生じてくるというのが実際のBEPsの今の現状だと思う。

※BEPsとは「Base E



山田美樹氏

の恒久法にしたい。だからという要求に対して、竹谷先生のほうで、どういふ経緯でこうなったのかというのを説明いただきたい。

竹谷 今回、災害税制について恒久対応することが初めて税制改正で決められた。これは紛れもなく、税理士会、税政連の皆様方が陳情活動を行ったことによって、また国会議員に理解をさせて動かしたものであるというところを、まさまさと私は垣間見たというか、動かされた張本人である。

■インボイス発行で免税事業者の取引排除の懸念について

この2年半の間に、もう一回よく検討して、事業者の方々が困らないように(質問)消費税率の複数税率およびインボイス発行について、引上げ時期及び実施時期まで今から約2年間あるが、再度、検討するという考えはあるか。

竹谷 給付付き税額控除の低所得者対策としては、これから所得税制改革の中で議論をしていく必要があるかと思っている。

また、インボイスについても、今のICTの普及は日本では非常に低い状況だが、これからは他国を見習って変わってくる可能性があり、政府税調の調査を注視したい。

小規模事業者の方で100万円の方が免除されなくなると、取引から除外されてインボイス出さな



坂田寛氏

6面(続)

単位税政連

活動報告

単位税政連会長
佐藤直美

当連盟は平成28年度において主に以下の活動を行いました。
(参加) 前年度比10名の会員数増加を達成し東京税政連から感謝状を贈呈されました。しかしながら、組織率は48単位税政連中最も低く、当連盟が納入する東京税政連会費では、負担すべき日税政分担金相当額



を賄えていないのが実情です。これまでの地道な勧誘活動に加え、大規模法人に所属する支部会員への加入促進が大きな課題です。
△4月▽海江田万里を囲む税理士の会主催講演会
△5月▽単位税政連より第46号発行「6月▽単位税政連定期総会」8月▽内田茂都議会議長政治活動40年を祝い励ます会△9月▽海江田万里を囲む税理士の会定期総会△10月▽単位支部新入転入歓迎会での勧誘活動

動▽単位税政連より第47号発行「11月▽税理士による山田美樹後援会主催防衛省員学会・国政報告会」衆議院議員山田美樹を励ます会△12月▽海江田万里を支える会青年会▽海江田万里を囲む税理士の会主催横浜税関視察・国政報告会△29年1月▽単位税

山田 軽減税率という議論が出てきて、結果的にかなり短い期間でまとまったときに、自民党内で割と大きな声が上がったのが、やはり若手だった。若手が一大勢力である。その中で意見として非常に多かったのが、複数税率になることによってビジネスが非効率になってしまふのではないかと、それから、これから年

が若くなればなるほど社会保障の重い負担を背負っていくので、社会保障に穴をあけるのかというようなかなり強い意見もあった。時間が今回できたので、しっかり、皆様方、先生方の意見を届けたい。
井上 国民サイドから見ると、痛税の緩和という意味では、軽減税率は非常に分かりやすい。給付付き税

額控除は、一般の人にはどうなのかなと思う。だから、(軽減税率には)一理はあると思う。ただ、やるのであれば最低限にすべき。これは減収になるから。そして、とにかく分かりやすく、不公平が生じないように。その線引きの見直しなんかは、細かいところはまだこれからだからそれとちやんとやっていかねばならない。

それから、事業者への負担の話。今回の改正でさまざまな経過措置が導入されたが、これはまだ経過措置にすぎない部分もあるのだから、本当にどういうふうにすればいいか、この2年半の間にもう一回よく検討して、事業者の方々が困らないようにやっていかねばならないと思う。

新井 単位税政連の会費について、支部ごとに異なっていますが、東京税政連への負担金は加入者一人あたり5500円を納めていますが、当税政連においては加

入率が低く、また加入者にカウントされていてもその後の会費が未納となる場合もあり、如何にして加入者を増加させるか、如何にして未納を防ぐかが最大の課題であり、悩ましい問題でもありません。昨秋には未加入会員に向けて「税政連への支援のお願い」文書を送付し、活動の内容や税政連の存在意義などを知らせた結果、約20名の新規加入がありました。加入者が増えれば未納者もまた増える、という状況で間を置かず加入と納入をお願いを続けていくことが必須であると痛感しております。

久保 一夫 単位税政連の会費については、支部ごとに異なっていますが、東京税政連への負担金は加入者一人あたり5500円を納めていますが、当税政連においては加

新井 単位税政連の会費について、支部ごとに異なっていますが、東京税政連への負担金は加入者一人あたり5500円を納めていますが、当税政連においては加

新井 単位税政連の会費について、支部ごとに異なっていますが、東京税政連への負担金は加入者一人あたり5500円を納めていますが、当税政連においては加

新井 単位税政連の会費について、支部ごとに異なっていますが、東京税政連への負担金は加入者一人あたり5500円を納めていますが、当税政連においては加

新井 単位税政連の会費について、支部ごとに異なっていますが、東京税政連への負担金は加入者一人あたり5500円を納めていますが、当税政連においては加

新井 単位税政連の会費について、支部ごとに異なっていますが、東京税政連への負担金は加入者一人あたり5500円を納めていますが、当税政連においては加



また当税政連の会員である近藤やよい氏は、足立区長3期10年目に入っています。区長就任当初より監査委員の一人を税理士に依頼され、足立支部と交代で就任しております。

近藤やよいを囲む税理士の会の役員も、足立支部と分担し協力して運営しております。区長による区政報告会を実施しております。

国政については、東京12区と13区に該当しており、13区においては、足立支部と重なり、12区においては、王子支部と重なり、選挙や後援会等については、そのつと両支部と会合を持つようにしています。

また当税政連の会員である近藤やよい氏は、足立区長3期10年目に入っています。区長就任当初より監査委員の一人を税理士に依頼され、足立支部と交代で就任しております。

日税グループは税理士先生とその関与先様のために様々なご相談にお応えします！

税理士事務所サポート

何でもお気軽にご相談ください。

- 税理士顧問料の集金代行
- 税理士業務関連の研修会の運営
- 関与先の事業に係わる集金代行
- 関与先のコンサルティング支援

日税ビジネスサービス
TEL 0120-155-551

不動産の売買仲介

関与先の不動産案件をご紹介ください。

- 相続・収益物件
- 物件調査
- 財産評価サポート
- 不動産鑑定評価

日税不動産情報センター
TEL 03-3346-2220

生命保険

全税共業団料率で保険料が割安

がんを患われた方へ
生きるためのがん保険
寄りそつDays

ちゃんと応える医療保険
NEVER

引受保険会社/アフラック

日税共栄会保険代行
TEL 0120-922-752

生保・損保

全税共業団割引適用

- 安心療養サポート
(団体所得補償保険)
- 生涯収入プロテクション
(団体長期障害所得補償保険)

日税サービス
TEL 0120-312-112



私のスナック

喜多 葉子 (麹町)

「東京マラソン」
東京マラソンが東京の恒例行事となってから11年。普段見慣れている風景のなかを全国の市民ランナーの方々が駆け抜ける光景を毎年、ワクワクしながらテレビ観戦しています。これが確定申告時期でなければ、ずっと沿道で応援したいものだと思っています。
さて、昨年のこと。同じ支部のS先生から、「東京マラソンに応募したら当たってしまったのだから、応援の甲斐あって、S先生は初フルマラソンを4時間42分というタイムで無事に完走されたので、体重も落とし、少

我が家の犬名前ルナが3匹の子供を生んだ。もともルナは、盲導犬となる子犬を家庭で預かるパピーウォーカーというボランティア制度でうちに来た犬だったのだが、涙のお別れから半年後に繁殖犬として我が家に戻ってきた。繁殖犬とは盲導犬を産むための犬で、血統や骨格などに優れた犬が選ばれ、らしく、何回かの出産の後、基本的に我が家で一生

を終わることになる。盲導犬センターで無事出産を終えたと聞き、家族全員で駆けつけたところ、それはそれは可愛い子犬を産んだ子犬の面倒までみていた姿に、母親は偉大だな、とあらためて感じさせられた。
生後3ヶ月、ルナと離れた3匹の子犬たちは、それぞれのパピーウォーカーの元に預けられていった。1年後に始まる厳しい訓練の前に、たくさん愛情をもらって元気に育ってもらいたい。ルナの子供たちよ、がんばれ！

(K・N)



伊藤達也後援会 総会
等 (H28.11.29)

石原伸晃後援会 定期
総会 (H28.11.29)



山田美樹後援会 定時
総会 (H29.2.6)

土屋正忠後援会 設立
総会 (H28.12.19)



小池ゆりこ後援会 定
期総会 (H29.2.8)

白眞勲後援会 総会
(H29.2.20)



松本文明後援会 定期
総会 (H29.3.30)

税理士後援会の活動

ほのぼの喫茶室 [あり得ない値引き]

構成/菅乃廣 画/ながさわとろ



単位税政連の会員数減少が深刻だ。
特に我が上野税政連は、私自身、幹事長を3期務めているものの、会員数増加にあまり貢献できていない。年4回発行の「東京税政連」は、支部会員の皆様が税政連を知りその存在意義を理
解し、そして共感していただける重要なツールの一つである。WBCT侍ジャパンのスター選手達が、お互いを認め合
い丸となって戦ったように、税政連と支部も本当の意味で車の両輪となることを願いつつ、今後も魅力あ
る紙面づくりを心がけた
い。(上野・大嶋)

すがわら一秀後援会 定期
総会 (H29.2.21)

松本文明後援会 定期
総会 (H29.3.30)

確定申告業務が終わった。ホット一息つく。年末からの体重は3kgほど減少したのだろうか。先重税理士もきつと同じであった事と
思う。今年の確申告無料相談担当でヒヤッとしたことが
ある。「寡婦(寡夫)控除
様が税政連を知りその存在
意義を理
解し、そして共感していただける重要なツールの一つである。WBCT侍ジャパンのスター選手達が、お互いを認め合
い丸となって戦ったように、税政連と支部も本当の意味で車の両輪となることを願いつつ、今後も魅力あ
る紙面づくりを心がけた
い。(上野・大嶋)

編集点描

は適用
で適用
がなくても高齢者が自身の
場合には声かけ確認が必要
だと強く感じた。今回は納
税者との会話により適用も
れを防げたが、これから高
齢者人口が増え、独居老人
割合が増大するといふ。正
しい申告書の作成指導に心
がけたい。

(向島・伊藤)

顧問先の自計化も会計事務所のアウトソーシングも

電子帳簿保存法スキャナ保存制度対応

原票会計S

領収書や納品書、預貯金通帳などの原始証憑をスキャンし、タイムスタンプを押して送信。会計事務所が受け取ったデータを確認して確定ボタンを押せば、証憑イメージが関連付いた仕訳データの完成です。顧問先の自計化だけでなく、会計事務所でもアウトソーシングに活用でき、業務効率化、人材難の解消、経費の削減にもつながります。



取引先ごとに様々なフォーマットで送られてくる納品書や請求書など、あらゆる書類に対応できるように読み取り箇所を自分で設定できる「読取エリア登録」を搭載しています。編集の手間がかからず、業務の効率がさらにアップします。



任せて
安心

不動産のことならお任せください! 東税協の不動産情報サービス

東京税理士協同組合では、不動産情報サービスを扱う以下三社と業務提携しています。いずれも信頼と実績には定評のある会社です。不動産売買、相続、資産評価など、お気軽にご相談・ご利用ください。

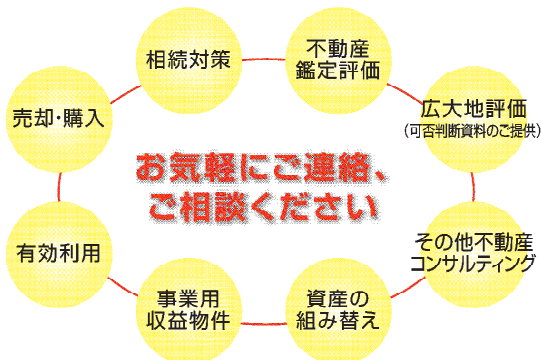


株式会社 日税不動産情報センター

〒163-1529 新宿区西新宿1-6-1 新宿エルタワー29階
TEL:03 3346 2220 FAX:03 3346 2221

税理士界一筋永年の実績と信頼。

税理士先生だけでなく、関与先様にも安心してご利用頂けます。



プライバシーマーク認定企業として、情報管理も万全です。

ご利用のメリット

- | | |
|-------|--|
| 税理士先生 | ①資産評価や広大地評価関連資料・有効活用相談・鑑定評価などの精度の高い資料やサービスを、組合員・準会員ならではの廉価な水準で活用できます。
②進め方や進捗状況について適時適切な相談・報告があり、案件を安心して任せられます。
③成約の際の紹介料(関与先から受領した 仲介手数料の20%)を受け取れます。 |
| 関与先様 | ①税理士先生紹介の信頼性の高い会社・担当者による、公正な視点に立った専門性の高いサービスが利用できます。
②プライバシーマーク認定と守秘義務遵守により、個人情報や取引情報も安心して任せられます。 |



三井住友信託銀行グループ 三井住友トラスト不動産株式会社

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町三丁目11番地 1
神田錦町三丁目ビルディング7階
首都圏情報営業部 TEL 03-6870-3605



不動産価格査定書を 無料でご提供いたします

組合員及び準会員自身の売却・購入の場合、仲介手数料の**20%を割引**、クライアントの売却・購入の場合は仲介手数料の**20%を情報提供料としてお支払い**いたします。

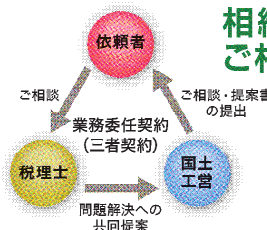
©トラストざん



株式会社 国土工営

〒162-0814 東京都新宿区新小川町6番36号
S&Sビル2階
TEL:03-5227-3601

信頼のトリネーシステム



相続・事業承継のことなら ご相談ください

「株式会社国土工営」は、税理士と国土工営がそれぞれの専門知識と技術を持ちより問題の解決にあたる「トリネーシステム」を通じ、クライアント様の大切な資産・事業をお守りします。

特別優待券のご利用はお済みですか？!

平成
28年度

東税協直営売店で利用できる

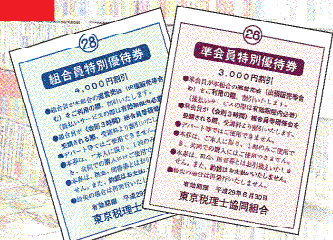
特別優待券の 有効期限が迫っています

平成 29年 6月 30日

直営売店をご利用の際は **組合員証・準会員証をご提示ください**

有効にご活用ください

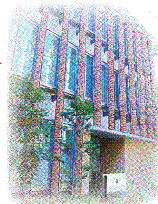
平成28年度は、通常の優待券に加え、組合創立55周年記念の特別優待券も組合員及び準会員の皆さまにお送りしています。



東京税理士協同組合 <http://www.tozeikyo.or.jp>

組合事務局

〒151-0051
東京都渋谷区千駄ヶ谷5-11-1
東京税理士会館別館2階
TEL 03(5363)2011(代) FAX 03(5363)2008



直営売店

〒151-0051
東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-6
東京税理士会館1階
TEL 03(3354)6141(代) FAX 03(3354)6446

